



「人として」 大阪市思想調査アンケートとは

2012年大阪市に日本維新の会の市長が就任して間もなく、市役所全職員に向け行った、政治的活動や労働組合活動等 22 項目に渡り行ったアンケートで、回答しない場合は処分もあり得るといった内容のアンケートです。私達は心から怒り、動揺し苦しみました。市長に対して「思想信条の自由」「不当労働行為」「憲法違反」等を訴えて裁判を闘いました。5年に渡る裁判の中で歌ができました。

この歌を歌うたびに当時の苦しみや許せない怒りや負けてたまるかの思いがよみがえってきます。〈元大阪市保育士〉

裏面に生々しい調査項目の一部

2012年2月9日

職員各位



アンケート調査について

市の職員による違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動などについて、次々に問題が露呈しています。

この際、野村修也・特別顧問のもとで、徹底した調査・実態解明を行っていただき、膿を出し切りたいと考えています。

その一環で、野村特別顧問のもとで、添付のアンケート調査を実施いただきます。

以下を認識の上、対応よろしくお願いします。

1) このアンケート調査は、任意の調査ではありません。市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます。

正確な回答がなされない場合には処分の対象となりえます。

2) 皆さんが記載した内容は、野村特別顧問が個別に指名した特別チーム（市役所外から起用したメンバーのみ）だけが見ます。

上司、人事当局その他の市役所職員の目に触れることは決してありません。

調査票の回収は、庁内ポータルまたは所属部局を通じて行いますが、その過程でも決して情報漏えいが起きないように、万全を期してあります。

したがって、真実を記載することで、職場内でトラブルが生じたり、人事上の不利益を受けたりすることはありませんので、この点は安心してください。

また、仮に、このアンケートへの回答で、自らの違法行為について、真実を報告した場合、懲戒処分の標準的な量定を軽減し、特に悪質な事案を除いて免職とすることはありません。

以上を踏まえ、真実を正確に回答してください。

以上

全体会日程(大合唱出演日)

11月11日(水)

大阪国際会議場

10時30分開会

合唱3曲



①憲法9条五月晴れ

②人として

③青春時代

現地実行委員会

まちから村からの連帯で一人ぼっちの高齢者をなくそう

第39回日本高齢者大会 in おおさか

大会成功のための推進ニュース

現地実行委員会事務局
事務局長 小寺重光

第6号

2026. 8. 10

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪高齢期運動連絡会（日本年金者組合大阪府本部内）

日本高齢者大会現地実行委員会 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

メールアドレス: daikouren@cc.wakwak.com

大阪市長

橋下 徹

Q 6 あなたは、これまで大阪市役所の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加したことがありますか(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答えください)。

(注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

☐ 1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。

☐ 2. 誘われたので参加した。

→ 活動内容:

→ 誘った人:

→ 誘われた場所(例:執務室):

→ 誘われた時間帯(例:昼休み):



Q 7 あなたは、この2年間、特定の政治家を応援する活動(求めに応じて、知り合いの住所等を知らせたり、街頭演説を聞いたりする活動も含む。)に参加したことがありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

(注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

☐ 1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。

☐ 2. 組合(組合の役職者など構成員を含む)から誘われたので参加した。

→ 活動内容:

→ 誘った人:

→ 誘われた場所(例:執務室):

→ 誘われた時間帯(例:昼休み):

☐ 3. 組合以外の者(職場の上司など)から誘われたので参加した。

→ 活動内容:

→ 誘った人:

→ 誘われた場所:

→ 誘われた時間帯:



Q 8 あなたは、この2年間、職場の関係者から、特定の政治家に投票するよう要請されたことはありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

(注)「要請した人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

☐ 1. 要請されたことがある。

→ ☐ a. 組合(組合の役職者など構成員を含む)からの要請

【要請した人:

☐ b. 組合以外の者(職場の上司など)からの要請

【要請した人:

【要請された場所(例:執務室):

【要請された時間帯(例:昼休み):

☐ 2. 要請されたことはない。